

平成30年度第2回野田市社会教育委員会議

日 時 平成31年2月26日（火）
午前10時00分から
場 所 野田市中央公民館 講堂

《次 第》

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 教育長挨拶
- 4 議題 野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称
野田市生涯学習センターに変更することについて（諮問）
- 5 報告事項
 - (1) 平成31年野田市成人式開催状況について
 - (2) 生涯学習審議会の設置について
- 6 閉会

野教社第702号
平成31年2月26日

野田市社会教育委員会議委員長様

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称野田市生涯学習センターに変更することについて（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諒問事項

野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称野田市生涯学習センターに変更することについて

2 諒問趣旨

野田公民館は、櫻のホールの建設の時点では、庁舎跡地利用検討委員会による検討の結果を踏まえ、小ホール、メディア機器などを備えた複合施設とすることとし、設備の諸機能の多様性を総称して、生涯学習センターと呼んでおりました。しかしながら、財源手当（起債）のため、図書館及びコミュニティ会館以外の大半の部分を公民館と位置付けた経緯があります。さらに、櫻のホールにはコミュニティ会館も併設されたこともあり、社会教育関係団体が利用する場合も原則有料としているほか、施設・設備によっては個人利用が可能など、もともと他の地区公民館とは異質な性格を有しています。

そこで、野田公民館に係る起債の償還が今年度で終わることを機に、野田公民館を本来の姿に戻すべく、野田公民館と中央コミュニティ会館を併せた形で生涯学習センターに変更したいと考えております。

つきましては、標記の事項についてお諮りするものです。

野田公民館と中央コミュニティ会館を仮称生涯学習センターとすることによる現状との変更点

	(仮称)生涯学習センター	野田公民館	中央コミュニティ会館
設置目的	(案) 市民の生涯学習の推進、生活文化の向上及び福祉の増進を図る。	市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。	豊かな人間形成と市民文化を高揚する地域社会づくりを図る。
設置根拠	地方自治法第 244 条第 1 項	社会教育法第 24 条	地方自治法第 244 条第 1 項
利用者の範囲	団体、個人問わず	一部団体のみ	団体、個人問わず
実施事業	(案) ・生涯学習に係る情報の提供 ・生涯学習に係る場所の提供 ・生涯学習に係る講座、講演会等の実施 ・前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業	・定期講座の開設 ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催 ・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。 ・体育、レクリエーション等に関する集会の開催 ・各種の団体、機関等の連絡 ・住民の集会等公共的利用の提供	場の提供

野田公民館の設置根拠は社会教育法第24条であり、社会教育法の規定に沿う必要があるため、団体利用が基本（実態は、団体利用としているのは一部の施設のみ）となるなど、若干の利用制限がある（資料1）。一方、中央コミュニティ会館の設置根拠は地方自治法第244条第1項（公の施設）であり、基本的に利用制限はない（資料2）。また、生涯学習センターの設置根拠は、中央コミュニティ会館と同様地方自治法第244条第1項である。

したがって、野田公民館と中央コミュニティ会館を生涯学習センターに変更した場合には、野田公民館は利用対象者の範囲は広がり、中央コミュニティ会館については現状と変わらない。

○社会教育法抜粋

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

○地方自治法抜粋

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

平成31年野田市成人式開催状況について

1 開催日時

平成31年1月14日（月・祝）

受付 午前10時

開式 午前10時30分

終了 午前11時45分

2 会場

野田市文化会館

3 対象者数等

(1) 対象者 1,566人（平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた野田市民）

※このほか、進学、就職等で市外に住所を移し、野田市成人式への出席を希望した者 62人

(2) 出席者 1,027人

	平成31年			平成30年		
	男性	女性	計	男性	女性	計
対象者数	823人	743人	1,566人	844人	729人	1,573人
出席者数	500人	527人	1,027人	549人	530人	1,079人
出席率	60.8%	70.9%	65.6%	65.0%	72.7%	68.6%

4 式典内容

- (1) 開式のことば
- (2) ビデオレター上映（実行委員企画）
- (3) 国歌斉唱・市歌斉唱
- (4) 市民憲章唱和
- (5) 教育長挨拶
- (6) 市長祝辞
- (7) 市議会議長祝辞
- (8) 来賓紹介・祝電披露
- (9) 記念品贈呈
- (10) 新成人のことば
- (11) 閉式のことば

○生涯学習審議会の概要

設置の趣旨	社会教育委員と公民館運営審議会は、いずれも社会教育・生涯学習に係るものであり、委員構成（推薦団体等）も一部共通していることから、効率化を図るためこれらを統合し、新たに生涯学習審議会を設置しようとするもの。 なお、この件については行政改革推進委員会において審議、了承されている。
設置の根拠	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置
所掌事務	所掌事務は、教育委員会の諮問に応じ、ア) 公民館における各種の事業の企画及び実施に関すること。イ) 生涯学習の推進に関すること（社会教育法第13条の規定による社会教育に係る補助金の交付に関する事を含む。）について調査審議し、答申すること。
委員数	20人以内
委員構成	ア) 学校教育の関係者、イ) 社会教育の関係者、ウ) 家庭教育の向上に資する活動を行う者、エ) 学識経験のある者、オ) 公民館長が推薦する者、カ) 公募に応じた市民
施行期日	平成31年7月1日